

## 所得連動返還型無利子奨学金制度について

平成 24 年度に創設された「所得連動返還型無利子奨学金制度」の対象となる奨学生の皆さんに、留意事項等をお知らせします。この制度の趣旨を理解したうえで、奨学金を活かした有意義な学生生活を送ってください。

### 制度趣旨

学ぶ意欲と能力がありながら経済的理由により学業を断念することのないよう、家計状況の厳しい世帯の学生等を対象として、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予することにより、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度です。

### 留意事項等

#### ○ 本制度の対象となる奨学金

奨学生採用時に交付する奨学生証に「所得連動返還型無利子奨学金」と記載している奨学金が対象です（記載のない奨学金は対象ではありません）。

#### ○ 貸与中の取扱い

毎年度の奨学金継続願の提出など、貸与中の取扱いは通常の第一種奨学金と同じです。

#### ○ 貸与終了後の取扱い

- 通常の第一種奨学金と同様、貸与終了の6ヶ月経過後から口座振替により返還することとなります。また、リレー口座への加入など、貸与終了時の手続きについても通常の第一種奨学金と同じです。

- 収入が一定額に達しない（給与収入の場合 300 万円以下など）場合は、所定の手続き等により返還期限猶予（状況が継続する間）が認められます。希望する場合は必ず願い出てください。減額返還（通算 10 年が限度）を願い出ることもできます。

※ 返還期限猶予は返還の期限を猶予（先送り）するもので、返還を免除するものではありません。

※ 上記（給与収入 300 万円以下など）以外の事由による返還期限猶予及び減額返還の詳細については、日本学生支援機構のHP等で確認してください。

※ 本制度対象外の第一種奨学金及び第二種奨学金における上記（給与収入 300 万円以下など）の事由による猶予は、通算 10 年が限度です。

- ★ あなたへの奨学金の原資のうち7割が先輩奨学生からの返還金で賄われています。同様に、卒業後のあなたからの返還金は後輩奨学生への奨学金に活用されます。